自治紛争処理委員 関連参照条文

目

次

\circ	0	0
自	地	地
冶紛争	力自治	地方自治法
· 処理	法施	法(
委員	行令	(昭和二十
の調信	(昭 和	<u>-</u>
受び	- +	年法
審査	二年	律第
の手体	吹 令第	六十七
続に関	十六	二年法律第六十七号)(
労する	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)	· 抄
省令		•
平成	•	•
自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令(平成二十一	•	•
午	•	:
総務省	•	•
年総務省令第		(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
十	•	•
四号) (抄)	•	•
抄)	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
• 5	• 4	• 1

〇 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第十一章 玉 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理 と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間 この関係

第一款 国地方係争処理委員会

(設置及び権限)

第二百五十条の七 総務省に、 国地方係争処理委員会(以下本節において「委員会」という。)を置く。

2 審査の申出につき、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 委員会は、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち国の行政機関が行うもの(以下本節において「国の関与」という。)に関する

(組織)

第二百五十条の八 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、 常勤とすることができる。

(委員)

第二百五十条の九 委員は、 優れた識見を有する者のうちから、 両議院の同意を得て、 総務大臣が任命する。

- 2 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなつてはならない。
- 3 大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、 国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、 総務
- 4 れないときは、総務大臣は、 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、 直ちにその委員を罷免しなければならない。 両議院の事後の承認が得ら
- 5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 8 総務大臣は、 委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。
- 9 総務大臣は、両議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免するものとする。
- ち二人を超える員数の委員 委員のうち何 人も属していなかつた同一の政党その他の政治団体に新たに三人以上の委員が属するに至つた場合においては、これらの者のう
- 委員のうち一人が既に属している政党その他の政治団体に新たに二人以上の委員が属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人を

超える員数の委員

10

- 総務大臣 には、 委員のうち二人が既に属している政党その他の政 治団 「体に新たに属するに至つた委員を直ちに罷免するものとする。
- 1 1 総務大臣 は、 委員が心身の故障の ため 職 務 の執行ができないと認めるとき、 又は委員に職務上の 義務違反その他委員たるに適しない非行がある
- と認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- 1 2 委員は、 第四項後段及び第八項から前項までの規定による場合を除くほか、 その意に反して罷免されることがない
- 13 委員は、 職 一級務上知 り得た秘密を漏らして はならない。 その 職を退いた後 ŧ 同様とする。
- 1 4 委員は、 在任中、 政党その 他 0 政 治団 一体の役員とな ŋ, 又は積極 他的に政 治運 動をしてはなら ない。
- 1 5 常 勤の委員は、 在任 中、 総務大臣 (T) 許可が ある場合を除き、 報酬を得て他 の職務に従事 又は営利事業を営み、 その 他金銭上の利益を目的と

する業務を行つてはならない。

- 委員は、 自己に直接利害関係のある事件については、 その議事に参与することができない。
- 委員の給与は、別に法律で定める。

1 7

16

《三款》自治紛争処理委員

1治紛争処理委員)

- 第二百五十一条 調停、 る審査及びこの法律の規定による審査請求、 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下本節において「都道府県の関与」という。)に関す 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、 再審査請求、 審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。 普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関 相互 の間 の紛争の
- 2 ものとする。 おいては、総務大臣又は都道府県知事は、 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、 あらかじめ当該事件に関係のある事務を担任する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議する 優れた識見を有する者のうちから、 総務大臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この場合に
- 一 当事者が次条第二項の規定により調停の申請を取り下げたとき。 3 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

- 争 委員が次条第六項の規定により当事者に調停を打ち切つた旨を通知したとき
- 総務大臣又は 都道府県知事が次条第七項又は第二百五十一条の三第十三項の規定により調停が成立した旨を当事者に通知し たとき
- 兀 **理委員** (の審査に付することを求める旨の申出を取り下げたとき。 長 その 他の市町村の執行機関が第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十七の規定により自 治
- 五. \において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をし、 (において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は第 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項若しくは第一 かつ、これらを公表したとき。 二百 一百五十一条の三第七 五十一 条の三
- i査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。 第二百五十五 条の五の規定による審理に係る審査請求、 再審査請求、 審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査 一請求、 再審査請 求
- 七 対する裁決若しくは裁定をし、 第二百五十五 条の五の規定による審理を経て、 又は審決をしたとき。 総務大臣又は都道府県知事が審査請求若しくは 再審査請求に対する裁決をし、 審 査 の申立てに
- 4 ればならない。 総務大臣又は都道府県知事は、 自治紛争処理委員が当該事件に直接利害関係を有することとなつたときは、 当該自治紛争処理委員を罷免しなけ
- 5 同 中 とあるのは「一人」と、同条第十項中「総務大臣」とあるのは おいて、 条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは 第二百五十条の九第二項 」と読み替えるものとする。 総務大臣」とあるのは 同 「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、 !条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、 「総務大臣又は都道府県知事」と、 第八項、 第九項(第二号を除く。)及び第十項から第十四項までの規定は、 両 「総務大臣又は都道府県知事」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十一項 同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、 議院の同意を得て、 「第八項、 第九項(第二号を除く。)、第十項及び前項並びに第二百五十一条第 その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、 「三人以上」とあるのは 自治 紛争処理委員に準用する。この 「二人以上」と、「二人」 同条第 場合に

第四款 自治紛争処理委員による調停及び審査の手続

(課停)

- 第二百五十一条の二 くほか、都道 請に基づき又は職 |府県又は都 普通地方公共団体相互の間又は普通 により、 道 府県の機関が当事者となるものにあつては総務大臣、 紛争の 解決の ため、 前条第二項の規定により自治 地方公共団 一体の機 関相互 紛争処理委員を任命し、その調停に付することが その他のものにあつては都道府県知事は、当事者の文書による申 の間 に紛争があるときは、この法律に特別の定めがあるものを除
- 3 2 争 申 任委員は、 に基づき開始された調停においては、 調停案を作成して、これを当事者に示し、 当事者は、 総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、 その受諾を勧告するとともに、 理由を付してその要旨を公表することができる。 当該申請を取り下げることができる。
- 4 调 .又は都道 理委員は 府県知事に報告しなけ 前項の規定により調停案を当事者に示 ればならない。 その受諾を勧告したときは、 直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経

- 5 及び É)調停の経過を公表することができる。 争処理委員は、 調停による解決の見込みがないと認めるときは、 総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、 調停を打ち切 ŋ, 事件の要点
- 6 治紛争処理委員は、 前項の規定により調停を打ち切つたときは、 その旨を当事者に通知し なけ ればならない
- 7 なければならない。 る。 この場合においては、 一項 調停は、当事者のすべてから、 総務大臣又は都道府県知事は、 調停案を受諾した旨を記載した文書が総務大臣又は都道府県知事に提出されたときに成立するものとす 直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当事者に調停が成立した旨を通知し
- 8 総務大臣又は都道府県知事は、 前項の規定により当事者から文書の提出があつたときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。
- 9 者及び関係人並びに紛争に係る事件に関係のある者に対し、 1治紛争処理委員は、第三項に規定する調停案を作成するため必要があると認めるときは、 紛争の調停のため必要な記録の提出を求めることができる。 当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、 又は当事
- 10 第三項の 規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定、 第五項の規定による調停の打切りについての決定並びに事件の要点及び

とする。 停の経過の 公表についての決定並びに前項の規定による出頭、 陳述及び記録の提出の求めについての決定は、 自治紛争処理委員の合議によるも

(政令への委任)

第二百五十一条の四 この法律に規定するもののほ か、 自治紛争処理委員の調停並びに審査及び勧告に関し必要な事項は、 政令で定める。

○ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

第七 章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相 節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方 五間 公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相 この関係

互間

の紛争処理

第三款 自治紛争処理委員による調停及び審査の手続

(周亭)

- 第百七十四条の六 調停に付することが適当でないと認めるときは、 総務大臣又は都道府県知事は、 その旨を当事者に通知しなければならない。 地方自治法第二百五十一条の二第一項の規定により当事者の申請があつた場合において、 事件を
- 2 旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、 総務大臣又は都道府県知事は、 地方自治法第二百五十一条の二第一 当事者にこれを通知しなければならない。 項の規定により事件を自治紛争処理委員の調停に付したときは、
- 3 総務大臣又は都道府県知事は、 それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、 調停の経過について報告を求めることができる。

で定める。 第百七十四条の八 前二条に規定するものを除くほか、総務大臣が任命する自治紛争処理委員の調停並びに審査及び勧告の手続の細目は、総務省令

0 自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令(平成二十一年総務省令第十四号) (抄)

第一章 総則

(趣旨)

第 一条 総務大臣が任命する自治紛争処理委員 十二年法律第六十七号。 この省令の定めるところによる。 以下「法」という。)及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。 (以下「自治紛争処理委員」という。) が行う調停及び審査の手続については、 以下「令」という。)に定めるもののほか 地方自治法 (昭和二

另二章 自治紛争処理委員

(職務の執行)

第二条 自治紛争処理委員は、 何人からも指示を受けず、 良心に従い、 かつ、 法令に基づいてその職務を執行しなければならない。

(代表自治紛争処理委員)

第三条 自治紛争処理委員は、代表自治紛争処理委員を互選しなければならない。

- 2 代表自治紛争処理委員は、 自治紛争処理委員の会議を主宰し、 自治紛争処理委員を代表する。
- 3 自治紛争処理委員の会議は、代表自治紛争処理委員がこれを招集する。
- 4 代表自治紛争処理委員に事故があるときは、代表自治紛争処理委員の指定する自治紛争処理委員がその職務を代理する。

(異動)

第四条 理委員を任命することができる。 により自治紛争処理委員の欠員を生じた場合においては、法第二百五十一条第二項に定める資格を有する者のうちから、 法第二百五十一条第四項並びに第五項により準用する法第二百五十条の九第八項、 第九項(第二号を除く。)、第十項及び第十一項の規定 総務大臣が自治紛争処

2 する。 前項の規定により自治紛争処理委員の中に異動があった場合においても、 既に行った調停並びに審査及び勧告の手続は、 影響は受けないものと

第三章 第一節 調停の手続 道府県又は都道府県の機関が当事者となる普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停

(申請書等)

第五条 法第二百五十一条の二第一項の文書(以下「申請書」という。)には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 新年の

 当事者
- 一 調停を求める事項 (当事者の主張の要点を含む。)
- 三 紛争の経過
- 四 申請の年月日

五 前各号に掲げるもののほか、調停を行うについて参考となる事項

2 の旨を通知しなければならない。 法第二百五十一条の二第一項の規定による調停の申請をした当事者は、 当該申請書の写しを添えて、相手方である当事者に対し、遅滞なく、そ

(調停の期日及び場所)

第六条 自治紛争処理委員の調停の期日及び場所は、 代表自治紛争処理委員がこれを定める。

2 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、 自治紛争処理委員の調停の期日及び場所を変更することができる。

(代理人の選任及び解任の届出)

第七条 当事者は、 同様とする。 代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならない。解任したときも

第二節 当事者が調停に出席する場合の手続

(調停の公開)

第八条 当事者が出席する調停は、 自治紛争処理委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

(秩序の維持)

第九条 調停の期日における秩序の維持は、代表自治紛争処理委員が行う。

2 代表自治紛争処理委員は、 前項に定めるもののほか、 調停手続の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

第三節 情報の収集

(参考人の陳述等)

第十条 ことができる。 自治紛争処理委員は、 調停を行うため必要があると認めるときは、 事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、 又は鑑定人に鑑定を依頼する

依 頼 す る

(自治紛争処理委員による情報の収集)

第十一条 おいてもこれを行うことができる。 自治紛争処理委員は、 法第二百五十一条の二第九項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、自治紛争処理委員の調停の期日外に

第四節 調停の申請の取下げ

(当事者への通知)

第十二条 通知しなければならない。 自治紛争処理委員は、 法第二百五十一条の二第二項の規定による調停の申請の取下げが行われた場合には、 速やかにその旨を他の当事者

第五節 自治紛争処理委員の合議

(合議)

第十三条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

- 一 第八条の規定による当事者が出席する調停の公開の決定
- 第十条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

第五章 電子情報処理組織による提出等の手続等

電子情報処理組織による提出等の手続の方式等)

第四十二条 この省令に規定する提出、送付、申立て及び届出の手続(以下この条及び次条において「提出等の手続」という。)のうち、書面等 については、この省令の規定にかかわらず、電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百 第二十条及び第二十一条に規定する書面並びに第二十六条及び第三十三条に規定する文書をいう。以下同じ。)により行うこととしているもの 第七条に規定する書面、第十六条第一項に規定する答弁書、第十七条に規定する反論書、第十八条第二項に規定する通知書、第十九条第一項、 五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

- 2 いる事項を、その手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。 前項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、当該提出等の手続を書面等により行うときに記載すべきこととされて
- う。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書 政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第二条第二項第一号に規定する電子署名をい 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(総務省関係法令に係る行 (同項第二号に規定する電子証明書をいう。)と併せ

3

てこれを送信しなければならない。

(電子情報処理組織による提出等の手続の効果等)

3

に到達したものとみなす。

2 第四十三条 前条第一項の規定により第十六条第一項に規定する答弁書の提出が行われた場合においては、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。 前条第一項の規定により行われた提出等の手続については、 書面等により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

前条第一項の規定により行われた提出等の手続は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方

(審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合における特例)

第四十四条 ることをもって第十六条第一項に規定する審査申出書の写しの送付に代えることができる。 合には、 審査申出書に記載すべきこととされている事項についての情報を電子情報処理組織を使用して相手方である都道府県の行政庁に送信す 法第二百五十一条の三第一項から第三項までに規定する都道府県の関与に関する審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場

2 第四十二条第三項の規定は、 前項の規定により電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。